

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の一部改正のお知らせ

入札検査室

現在、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格（工事、工事に係る業務委託）は、各要領に基づき算出しておりますが、下記のとおり低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の一部改正を行います。

1 改正内容

(1) 調査基準価格の設定及び最低制限価格の算定に用いる係数の改正

調査基準価格の設定（防府市上下水道局低入札価格調査実施要領）及び最低制限価格の算定（防府市上下水道局発注建設工事最低制限価格制度実施要領）に用いる係数を下記のとおり改正する。

区分	改正前（現行）	改正後	対象工事
共通仮設費	9/10	10/10	・土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）
一般管理費等	7/10	7.5/10	・営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）
機器単体費	9.2/10	9.55/10	・土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

※直接工事費、現場管理費に用いる係数の改正はありません。

2 適用開始日

令和8年5月1日以降に指名通知又は公告を行う案件から適用する。